

2021年（令和3年）8月31日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 石田 晴美
藤沢市監査委員 東木 久代
藤沢市監査委員 吉田 淳基

令和2年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度健全化判断比率審査意見書

I 審査の種類

令和2年度健全化判断比率審査

II 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

III 審査の期間

2021年（令和3年）7月30日から8月20日まで

IV 審査の着眼点

- 1 市長から提出された令和2年度健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき，適正に作成されているか。
- 2 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないか。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか。

V 審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して，健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧，計数の突合，関係職員からの説明聴取等，通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用し審査を実施した。

VI 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25
実質公債費比率	1.2	1.6	2.3	3.2	25.0
将来負担比率	44.9	42.4	47.1	41.9	350.0

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため，実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス 6.11%となっており、前年度の同比率マイナス 5.21%と比較すると 0.90 ポイント改善しており、早期健全化基準の 11.25%と比較してみても 17.36 ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス 16.45%となっており、前年度の同比率マイナス 13.95%と比較すると 2.50 ポイント改善しており、早期健全化基準の 16.25%と比較してみても 32.70 ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は 3.2%となっており、前年度の 2.3%と比較すると 0.9 ポイント悪化しているが、早期健全化基準の 25.0%と比較すると 21.80 ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は 41.9%となっており、前年度の 47.1%と比較すると 5.2 ポイント改善しており、早期健全化基準の 350.0%と比較してみても 308.10 ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2021年（令和3年）8月31日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 石田 晴美
藤沢市監査委員 東木 久代
藤沢市監査委員 吉田 淳基

令和2年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度資金不足比率審査意見書

I 審査の種類

令和2年度資金不足比率審査

II 審査の対象

令和2年度下水道事業費特別会計資金不足比率

III 審査の期間

2021年（令和3年）7月30日から8月20日まで

IV 審査の着眼点

- 1 市長から提出された令和2年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているか。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。

V 審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用し審査を実施した。

VI 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和2年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率 名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

2 個別意見

令和2年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス18.8%となっており、前年度の同比率マイナス12.9%と比較すると5.9ポイント改善している。経営健全化基準の20.0%と比較してみても38.8ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2021年（令和3年）8月31日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 石田 晴美
藤沢市監査委員 東木 久代
藤沢市監査委員 吉田 淳基

令和2年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度資金不足比率審査意見書

I 審査の種類

令和2年度資金不足比率審査

II 審査の対象

令和2年度市民病院事業会計資金不足比率

III 審査の期間

2021年（令和3年）7月30日から8月20日まで

IV 審査の着眼点

- 1 市長から提出された令和2年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているか。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。

V 審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用し審査を実施した。

VI 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和2年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率 名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

2 個別意見

令和2年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス33.2%となっており、前年度の同比率マイナス28.8%と比較すると4.4ポイント改善している。経営健全化基準の20.0%と比較してみても53.2ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。